

令和7年9月19日

郡市区等医師会長 様

大阪府医師会長
加納 康至

「かかりつけ医機能報告制度」における研修について

平素は本会事業に格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本医師会より標記の件について、下記2点の連絡がございましたのでお知らせいたします。

1. 「かかりつけ医機能報告にかかる研修」に係る日本医師会ホームページの掲載について（令和7年9月17日付）

日本医師会において新たに創設された「かかりつけ医機能報告制度にかかる研修」につきまして、今般、日医ホームページ（下記URLをご参照）に同研修に係る項目が追加されるとともに、関連資料等が掲載されています。

【掲載場所（「医師のみなさまへ」内）】

<https://www.med.or.jp/doctor/cme/cmekakari/012210.html>



【掲載資料】

1. かかりつけ医機能報告制度にかかる研修 実施要綱
2. MAMIS 研修管理機能マニュアル<医師向け（マイページ）かかりつけ医機能報告制度にかかると研修の修了申請編>Ver. 1.0
3. かかりつけ医機能報告制度にかかると研修 修了申請書

※掲載資料1から3は以下ページにも掲載されています。

<https://member-sys.info/function-reporting/>



2. かかりつけ医機能報告に係る医師の研修について（令和7年9月10日付）

かかりつけ医機能報告制度（令和8年1月より報告開始予定）の報告事項の1つとして掲げられている「かかりつけ医機能に関する研修の修了者の有無」にか

かる研修につきまして、今般、厚生労働省より各都道府県衛生主管部（局）長あてに通知がなされた旨を情報提供するものです。

同通知は、当該研修における基本的な考え方を示したものであり、各団体が研修を行う場合は、厚生労働科学研究班における検討結果（以下、「研究報告書」）を踏まえた研修の実施などが求められます。

なお、研究報告書において、座学研修の例として「日医生涯教育制度」および「日医かかりつけ医機能研修制度」等が、実地研修の例として、先述の「かかりつけ医機能報告制度にかかると研修」が挙げられております。

「かかりつけ医機能報告制度にかかると研修」において、座学研修は過去の日医生涯教育制度の受講実績も対象となっております。実地研修は「平日夜間・休日輪番業務」「行政等の委員」「母子保健（産科健診）」「訪問診療等の在宅医療ネットワークへの参画」等、現場での診療や医師会活動に関連する項目が多く挙げられており、これらのうち1～2項目該当すれば修了申請ができる設えとなっております。

このことから、多くの会員の先生方におかれては「かかりつけ医機能報告制度にかかると研修」の座学および実地研修の要件をすでに満たしておられるものと存じますので、MAMIS（医師会会員情報システム）の「研修管理（申請・単位確認等）」画面より、修了申請を進めていただきたく、何卒よろしくお願い申し上げます。

また、報告（令和8年1月より開始予定）に係る詳細につきましては、厚生労働省より「かかりつけ医機能報告マニュアル（仮称）」が発出予定ですので申し上げます。

貴会におかれましても本件についてご了知の上、会員への周知方につきご高配を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。

（事務局）大阪府医師会

地域医療課（制度に関すること）：06-6763-7012

学術課（研修に関すること）：06-6763-7006